

## 第13回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 巻坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 館石修事務局長 佐藤智昭局長補佐 大谷部良明専門員  
下條洋平主事 鈴木慎主事補
6. 議事日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 報告第32号 非農地証明交付申請の報告について
  - 日程第 4 報告第33号 農地改良の受理の報告について
  - 日程第 5 報告第34号 農地法第18条の規定による報告について
  - 日程第 6 報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 日程第 7 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第 8 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 日程第 9 議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議 長

少雪で春から心配されておりました灌漑用水の梅雨に入りまして、十分な用水の確保が出来たと、ひと安心していただいております。白川ダムも8割以上のほぼ満水ということで、洪水用の調節で流している形で、これからの必要な出穂時期に十分だと胸をなでおろしていただいております。また、最近の農業系の新聞であります、九州地方の概算金が4割から5割増しの19,000円で落ち着いたということで、これから8月から9月の頭にかけて、本州、北海道の方でも概算金の提示がなされると思いますが、基本的には2,000円の増ではないかというのが、おおかたの予想であります、各農協、棚卸屋、出荷業者によって、かなり違うのではないと思われま。このことで消費者の買い控えに響かない程度に、上手に均衡のとれた価格設定で期待したいところであります。

畜産につきましても、肥育牛に関しては、マル金という補給金制度がありますが、肥育牛の元牛の子牛の部分に関して価格が落ちた時の補給金制度である子牛安定基金が始めて発動されたことで、肥育牛も飼料、資材の高騰で、買い控えしている。消費者の高い牛肉離れも進んでいるということで、なかなか厳しい状況になってい。町内でも肥育牛でなく、繁殖牛も多いので、これからのいろんな部分で行政等への優勢活動していかなければならないと思っております。

驚きのニュースも世界から来まして、トランプ元アメリカ大統領の襲撃事件、一歩間違えれば確実に亡くなっていた銃撃でありましたが、トランプ元アメリカ大統領にとっては、追い風になったというか、バイデン大統領が次は出馬しないと、トランプ元大統領には良い材料になったと思うところであります。しかしながら、大統領時代には、強行派として知られておりました、日本にとってもいろんな部分で、圧力がかかってくると心配があるわけですが、まずは、私たちは飯豊町の秋の収穫に向けて良い恵みの秋が来ることを願いながら待ってたいと思っております。それでは、ただいまより第13回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第1「会議録署名人の指名について」運営内規第8条の規定により、7番手塚康博委員、8番遠藤智行委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日1日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第32号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

鈴木主事補

非農地証明願いの報告がありましたので、報告致します。

1 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字毛下野上 4739-3	
	地目地積	田 1 筆で 358 m <sup>2</sup>	

詳細な場所につきましては位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。非農地となった時期および事由ですが、昭和 60 年頃、事務所兼倉庫前の敷地として整地し、現在まで使用しているためというものです。現在は敷地がアスファルトで整備され、倉庫も建設されていることからすでに農地性が失われているという状況です。非農地証明事務取扱要領に基づき、7 月 12 日、巻坂藤博委員、寒河江正明委員、安部会長の農業委員 3 名と事務局大谷部で現地確認を行いました。以上、報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第 4 報告第 3 3 号「農地改良届の受理の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 農地改良届の受理の報告について報告致します。

1 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上峠下 467-1 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 9 筆畑 1 筆で 1,924.11 m <sup>2</sup>	

役場から東に約 4 キロにある農地であります。詳細な場所については案内図をご覧ください。農地改良を必要とする理由は、農地の段差をなくして作業をしやすくするための改良であります。工事期間は令和 6 年 7 月 25 日から令和 6 年 12 月 31 日まで行います。施工は、申請者が行います。工事の概要ですが、1.5m の盛土をして、表土部分は現状の土を再利用します。工事完了後は、令和 7 年 5 月に栗とさくらんぼを作付けする計画であります。申請地は、土地改良区域外のため同意はありません。施工にあたっては、記載事項に十分気を付けるように誓約書を提出しております。7 月 11 日に地元農業委員であります遠藤智行委員と現場確認を行っております。以上、報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第 5 報告第 3 4 号「農地法第 18 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第 18 条の規定による報告について報告致します

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
-----	-----	-----	-----

	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3409-2	
	地目地積	田 1 筆で 140 m <sup>2</sup>	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3409-2	
	地目地積	田 1 筆で 140 m <sup>2</sup>	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中ノ平 101-27	
	地目地積	田 1 筆で 89 m <sup>2</sup>	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中ノ平 101-27	
	地目地積	田 1 筆で 89 m <sup>2</sup>	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字下嶽谷 47-3 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 8,929 m <sup>2</sup>	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	遅谷字下摩阿坂 31-2	
	地目地積	田 1 筆で 3,500 m <sup>2</sup>	

1 番、2 番は国土交通省の売買のための解約になっております。3 番、4 番も、国土交通省の売買の解約になります。5 番は病気療養中のための解約になっており、まだ受け手は決まっておりません。6 番も同じ理由であります、まだ耕作者は見つかっておりません。以上 6 件について説明致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 報告第 3 5 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明致します

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字横山 2913-1	

	地目地積	畑 1 筆で 1,086 m <sup>2</sup>	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3456 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 1 筆で 752 m <sup>2</sup>	
3 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字館ノ沢 1856-1 はじめ 19 筆	
	地目地積	田 16 筆畑 3 筆で 37,752 m <sup>2</sup>	
4 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字岩ノ鼻三 1778-1 はじめ 21 筆	
	地目地積	田 16 筆畑 5 筆で 8,039.91 m <sup>2</sup>	

1 番は、相続によるもので、取得日は平成 19 年 8 月 29 日、あっせんの希望はありません。2 番は、相続によるもので、取得日は令和 6 年 2 月 8 日、あっせんの希望はありません。3 番は、相続によるもので、取得日は令和 6 年 2 月 23 日、あっせんの希望はありません。4 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 9 月 2 日、あっせんの希望はありません。以上、4 件、報告致します。

議 長

報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 7 議案第 4 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員

それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。使用貸借が 1 件になります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞三 6649 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,570 m <sup>2</sup>	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字平田 4092	
	地目地積	田 1 筆で 410 m <sup>2</sup>	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇

議 受 人	〇〇〇	〇〇〇
申 請 地	萩生字明台 83 はじめ 4 筆	
地目地積	田 1 筆畑 3 筆で 2,980 m <sup>2</sup>	

以上 3 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。8 番遠藤智行委員

遠藤委員 1 番の案件ですが、昨年、〇〇〇が家を建てるために、〇〇〇の田んぼを買ったんですが、その残りが少しあったということで、その田んぼと道向かいにある休耕田にしてある田んぼも一緒に買って欲しいとの話だったようです。そこで、〇〇〇も家庭用の畑が欲しかったらしく、買うことを了承したようで、双方とも金額に納得しているので、問題ないと思われまます。

議 長 他にございませんか。4 番渡部由美子委員

渡部委員 2 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇ですが、近所で前の世代から耕作していたようで、このたび、名義変更したいようで、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。7 番手塚康博委員

手塚委員 3 番の案件ですが、親子関係でありまして、年金のための使用貸借になっております。登記簿と現況が違っている土地がありました。萩生字明台 83 の 1,578 m<sup>2</sup>が現況が田、4228 の 88 m<sup>2</sup>が畑になっておりました。以上です。

議 長 これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたらよろしくお願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めまます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第 8 議案第 4 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めまます。

下條主事 それでは、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について説明さ

ていただきます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里七 780 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 2 筆で 2,026 m <sup>2</sup>	

申請地は、飯豊町役場から南へおよそ 4 km、手ノ子郵便局近くの位置にある農地でございます。詳細な場所については案内図でご確認ください。申請地については農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり第 2 種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、譲受人である〇〇〇が所有する資材置場を拡張するものとなっております。許可後、会社と使用貸借契約を締結します。資材置場等事業計画書を添付しておりますが、申請地全面積を利用する計画になります。工事着手は、許可後と記載しておりますが、〇〇〇、〇〇〇につきましては、6 月の総会に上げましたが 7 月 1 日、本申請地における隣地居住者、〇〇〇、巻坂委員、事務局にて現地で話し合いをさせて頂きまして、隣地居住者が転出する秋頃まで工事着手を進めない旨、確認させて頂きました。よって、転出後速やかに工事着手できるよう農地転用許可事務を進めていくものとなります。補足説明を行います。事業費は土地取得費計 40 万円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認しております。取水・排水について取水はなし。汚水、生活雑排水については該当なし。雨水は地下浸透であります。周辺の農業用排水路へ影響のないよう配慮をしております。土地改良にも意見書を確認しているところであります。被害防除計画について説明いたします。盛土造成後に土留めによる法面の保護を行います。近傍農地への影響については極力ないよう被害防除に努めます。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、6 月 20 日、7 月 22 日に地元農業委員の巻坂委員、推進委員の鈴木委員と現場確認を行っております。

許可の基準ですが、第 2 種農地の転用は、第 3 種農地に立地困難な場合は許可できるとされております。以上私から説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。1 番巻坂藤博委員

巻坂委員 　下條さんの説明のとおりですが、〇〇〇が前回載ってなく、新たに〇〇〇に購入する

ということです。また、そこを畑にしている方の建物も購入すると話し合いをしたんですが、移転する場所が決まるまでは、そこにいてもらって良いと、畑も収穫するまでは、そのままが良いということで、そこを確認しましたので、今回は何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議お願い致します。

議長 これより質疑に入ります。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員賛成です。よって承認することに決定することに決定しました。続きまして、日程第9議案第50号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、農地中間管理事業について説明いたします。所有権移転が3件、利用権設定は2件、合計5件であります。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字東山一 4280-2 はじめ5筆	
	地目地積	田5筆で 11,032 m <sup>2</sup>	
2番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字東山二 4402 はじめ7筆	
	地目地積	田7筆で 15,298 m <sup>2</sup>	
3番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字東山二 4416 はじめ5筆	
	地目地積	田5筆で 12,770 m <sup>2</sup>	
4番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田 3956-1 はじめ4筆	
	地目地積	田4筆で 21,829 m <sup>2</sup>	
5番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字実相坊 3661 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で 3,842 m <sup>2</sup>	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようお願い致します。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。8番遠藤智行委員

遠藤委員 1番2番3番の案件ですが、東山地区の農家がみんなで集まり、この農地をどうするのか相談会を開いたところ、買って良いと3名の方がいたようでした。この田んぼも長年荒れ地にしていたり、畦畔が全部壊されている状態の田んぼなどと状況が良くなく、それを3段階の金額に分けたそうです。今額については、皆さんが納得したので、問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 他にございませんか。4番渡部由美子委員

渡部委員 4番の案件ですが、再設定ということです。〇〇〇の希望で1年契約ということでした。作物は牧草です。何ら問題ないと思われまます。

議長 他にございませんか。1番巻坂藤博委員

巻坂委員 5番の案件ですが、再設定です。〇〇〇が相続する前は、〇〇〇の田んぼでしたが、お亡くなり、農家でないので、〇〇〇に今までどおり作って欲しいということでした。

議長 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。事務局説明に質疑、意見等ありましたらお願いいたします。

議長 格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第13回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前10時5分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年7月25日

議長

安部 教幸

署名委員 (7番)

手塚 康博

署名委員 (8番)

遠藤 智行